

| | |
|------|----------|
| 整理番号 | 消防－法不－86 |
|------|----------|

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 消費設備の技術基準適合命令 |
| 概要 | 市長は、消費設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の5 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/) |
| 処分基準 | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の5 都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/ |
| 備考 | |